熊本県立大学の法人化に伴う土地・建物の取扱いについて

1 熊本県立大学の土地・建物の状況

平成13年4月1日

区分	土	地	建物		
	面積(m²)	価格(円)	面積(㎡)	価格(円)	
大学キャンパス	87,936.56	4,040,920,495	41,474.55	7,339,269,846	
第 2 グラウンド	53,714.00	829,974,935	684.08	130,304,434	
教員住宅	2,483.79	162,335,088	2,948.29	378,931,510	
合 計	144,134.35	5,033,230,518	45,106.92	7,848,505,790	

価格合計(土地+建物)	12,881,736,308
-------------	----------------

注)価格を含め、公有財産台帳による。

2 先行他大学の状況

_ /0 3 0/	() 					
岩手県立	国際教養	大阪府立	長崎県立大学	横浜市立	北九州市立	国立大学
大 学	大 学	大 学	県立長崎	大 学	大 学	法 人
			シーボルト大学			
(H17法人化)	(H16 法人化)	(H17 法人化)	(H17 法人化)	(H17 法人化)	(H17法人化)	(H16法人化)
土地・建物	建物	建物	土地・建物	土地	土地・建物	土地・建物
出資	出資	出資	出資	出資	出 資	出資
	土地は所	土地も拡		建物も整		
	在町所有	張後出資		理がつい		
		予定		た後出資		
				予定		

3 熊本県立大学における取扱い方針

熊本県立大学が現在専属的に使用している土地・建物を法人に出資することとする。

<参考> 地方独立行政法人法

(財産的基礎)

- 第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の 財産的基礎を有しなければならない。
- 2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。
- 3 設立団体(地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。)は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。
- 4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在 における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。
- 5 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。